

大阪市告示第250号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年3月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年3月9日（月）	
	令和8年3月16日（月）	
	令和8年3月23日（月）	
	令和8年3月30日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年3月3日（火）から 同月8日（日）まで	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和8年3月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和8年3月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	令和8年3月24日（火）から 同月29日（日）まで	
	令和8年3月31日（火）	
鶴見緑地庭球場	令和8年3月3日（火）	午前9時から
	令和8年3月6日（金）	午後10時まで

令和8年3月10日（火）
令和8年3月13日（金）
令和8年3月17日（火）
令和8年3月20日（金）
令和8年3月24日（火）
令和8年3月27日（金）
令和8年3月31日（火）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）